

外国送金取引（仕向送金）をされるお客さまへ

外国為替及び外国貿易法、米国 OFAC 規制等、各国経済制裁関連法令および規制に基づく経済制裁措置を確実に実施するとともに、犯罪収益移転防止法に基づくマネー・ローンダリングおよびテロ資金供与・拡散金融防止対策（※）を適切に実施するため、内容の説明や資料の提示等をお願いし、確認内容の記録や写しを取らせていただく場合がございます。

なお、説明や資料の提示をいただいた場合でも、取引の依頼に応じることができない場合がありますので、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎ご留意いただく事項

- ・取引内容や弊行の確認作業により、ご希望の日に取扱できない場合がございます。
- ・お客さまの職業や事業内容、取引の目的詳細や受取人との関係、受取人の生年月日や国籍、法人の場合は実質の支配者等を確認させていただく場合がございます。

◎以下に該当する取引は取扱いいたしません

- ・現金を原資とする送金取引（依頼日の直前に現金入金した取引を含む）
- ・送金原資の出所について正当性等が確認できない取引
- ・各種確認や情報提供にご協力いただけないお客さまとの取引
- ・取引内容に矛盾がある等、真偽に疑義がある取引
- ・真の送金人・受取人が別途存在し、その実態が不明もしくは実態把握が困難な取引
- ・犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認が完了していないお客さまとの取引
- ・在留期限が期限切れとなっているお客さまとの取引
- ・取引目的が法令および公序良俗に反するおそれのある取引
 - ・オンラインカジノの送金に関連する取引
 - ・禁輸商品購入代金（麻薬、拳銃、児童ポルノ、ワシントン条約で禁止されている動植物の購入代金等）
 - ・人権侵害、強制労働、売春、臓器売買等に関連する可能性のある取引
- ・仮想通貨の売買、仮想通貨への投資等を目的に実施する取引
- ・犯罪収益や詐欺事案、贈収賄等に関連するまたはその疑いがあると弊行が判断した取引
- ・経済制裁関連規制（外国為替及び外国貿易法、OFAC 規制等）に違反する取引
- ・OFAC 規制対象国（または地域）、都市、団体、個人等が関係する取引

※マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与・拡散金融防止対策

マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与・拡散金融とは、犯罪や不当な取引で得た資金を、正当な取引で得たように見せかけたり、多数の金融機関を経由することで、資金の出所を分からなくしたりする行為や、テロリスト等に資金を渡す行為、および核兵器等の大量破壊兵器の拡散に関与する者へ資金を渡す行為を指します。

これらの行為を防止するため、取引に不自然な点があれば関連する資料を提示いただきます。

【提示をお願いする書類の例】

送金原資		売上金・給与等、送金人の原資が確認できる資料 ※ 弊行預金口座の取引履歴から送金原資の出所が確認できる場合を除きます。
送金目的	貿易(輸入・仲介)	公的な貿易手続書面等、および請求書 (例) 輸入許可通知書、(公的機関発行の) 原産地証明書 (CERTIFICATE OF ORIGIN)、船荷証券 (BILL OF LADING)、請求書 (INVOICE)、売買契約書 等 ※ 送金目的を申告いただくとともに、商品の品目、原産地、船積地、仕向地、荷揚地、積替地等を確認させていただく場合がございます。
	生活費	送金人と受取人の関係性や資金の必要性を確認できる資料 等
	学費	授業料の請求書や入学・在学の状態を確認できる資料 等
	医療費	医療費の請求書や入院・通院等の状態を確認できる資料 等
	宿泊費・渡航費	ホテルの請求書や旅行等の行程を確認できる資料 等
	投資	投資を行うに当たっての契約書 等
	不動産購入	売買契約書 等
	ご自身の外国銀行口座への資金移動	振込先の通帳や口座の内容を確認できる資料 等

送金内容により上記に加えて資料の提示をお願いする場合がございます。

お客さまから提示いただいた資料は弊行にて厳正な管理を行います。